

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年1月10日

鳥取県鳥取警察署長 笠田 孝二

1 調達内容

（1）業務の名称及び数量

鳥取警察署空調用漏電遮断器取替業務委託 一式

（2）業務の仕様

入札説明書による。

（3）業務の期間

契約締結日から令和7年3月21日まで

（4）契約金額

契約に当たっては、入札書に記載された金額を契約金額とすることから、課税事業者にあっては消費税及び地方消費税を含めた金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を入札書に記載し、併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（1）政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2）令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が建物等の保守管理の電気通信設備管理（運転保守）に登録されている者であり、かつ、以下のいずれかに登録されている者であること。

ア 電気通信機器類の電気材料

イ 機械器具類の諸機器

（3）本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

（4）本件公告に示した業務を履行することができる者であること。

（5）鳥取県内に本店、支店、営業所その他の事業所を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

3 契約担当部局

鳥取県鳥取警察署会計課

4 入札手続等

（1）入札の手続及び業務の仕様に関する問合せ先

〒680-0911 鳥取県鳥取市千代水三丁目100番地

鳥取県鳥取警察署会計課

電話 0857-32-0110

ファクシミリ 0857-32-0115

電子メール k_tottorikaikei2@pref.tottori.lg.jp

（2）入札説明書の交付方法

ア 交付期間及び交付時間

令和7年1月10日（金）から令和7年1月21日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に（1）の担当部局へ電話により請求すること。

イ 交付場所

（1）に同じ

（3）郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親戻と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律

(平成14年法律第99号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年2月4日(火)午前10時00分(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月3日(月)午後5時とする。)

イ 場所

鳥取市千代水三丁目100番地
鳥取警察署 3階 小会議室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、初回は「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

郵便等による入札を希望する場合は、「入札書1回目」、「入札書2回目」、及び「入札書3回目」と明記した封筒に、「1回目」、「2回目」及び「3回目」と明記した入札書をそれぞれ入れ、密封して提出すること。

なお、第2回以降の入札書の提出がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。また、回数が記載されていない場合は、本件調達に対し入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に令和7年1月23日(木)午後5時までに持参し、又は郵便等により送付し、2の入札参加資格の確認を受けなければならない。ただし、郵便等による場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、提出期限内に到着したものに限り受け付ける。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除とする。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札金額の100分の10以上の額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 入札への参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

(4) 契約書作成の要否

要

ただし、会計規則第111条の規定により、契約書の作成を省略し、請書を徵する場合がある。

(5) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。